

令和3年高島市教育委員会第2回臨時会

【 会 議 録 】

令和3年3月31日

令和3年高島市教育委員会第2回臨時会会議録目次

(令和3年3月31日)

出席委員・出席事務局職員	1
提出議案の題目	1
議事日程	3

(議事の経過)

日程第1	議第28号	高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案	5
日程第2	議第29号	高島市教育委員会事務局職員等の人事について	6
日程第3	議第30号	高島市立公民館職員の任命について	6
日程第4	議第31号	高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について	7
日程第5	議第32号	高島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案	8
日程第6	議第33号	たかしま市民大学準備委員会設置要綱案	8
日程第7	議第34号	令和3年度教育の重点の策定について	9

令和3年高島市教育委員会第2回臨時会会議録	
招集年月日	令和3年3月31日
招集の場所	高島市役所 新館2階 教育委員会室
開会	午前11時00分
教育長	上原 重治
教育委員会委員	小多 偕裕 三矢 艶子 川原林 正英 田邊 栄美子
教育委員会事務局職員	教育総務部長 田谷 伸雄 教育指導部長 川島 浩之 教育総務次長 (社会教育課課長事務取扱) 饗庭 眞二 (高島市民会館館長事務取扱) 山本 純子 教育総務課長 加藤 勝己 文化財課長 松田 邦幸 市民スポーツ課長 竹井 正人 図書館長 玉木 健史 学校教育課長 村田 秀俊 学事施設課長 辻 信孝 学校給食課長 長瀬 千恵美 教育総務課参事 上原 真哉 教育総務課主事 末綱 美都
提出議案の題目	1. 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案 2. 高島市教育委員会事務局職員等の人事について 3. 高島市立公民館職員の任命について 4. 高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について 5. 高島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案 6. たかしま市民大学準備委員会設置要綱案 7. 令和3年度教育の重点の策定について
委員提出議案の題目	なし
会議録署名委員	本臨時会の会議録署名委員は次の委員とした。 三矢 艶子 委員 田邊 栄美子 委員

閉会	午前 11 時 42 分
----	--------------

議事日程

令和3年3月31日（水）

午前11時00分 開会

第1 開会（挨拶）

第2 会議録署名委員の指名

第3 議事

日程第1 議第28号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

日程第2 議第29号 高島市教育委員会事務局職員等の人事について

日程第3 議第30号 高島市立公民館職員の任命について

日程第4 議第31号 高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について

日程第5 議第32号 高島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

日程第6 議第33号 たかしま市民大学準備委員会設置要綱案

日程第7 議第34号 令和3年度教育の重点の策定について

第4 報告事項

報告第7号 電気設備点検に伴う高島市今津総合運動公園の臨時休園について

報告第8号 電気設備点検に伴う高島市今津屋根付き運動場の臨時休場について

報告第9号 電気設備点検に伴う高島市今津B&G海洋センターの臨時休館について

報告第10号 電気設備点検に伴う高島市今津山村広場の臨時休場について

報告第11号 令和3年度高島市小中学校教職員人事異動内示について

報告第12号 高島市学校給食費補助金交付要綱の制定について

第5 今後の日程

議 事 の 経 過

開 会 （午前11時00分）

（加藤教育総務課長）

定刻となりましたので、ただいまから、令和3年高島市教育委員会第2回臨時会を始めます。それでは、開会にあたりまして、上原教育長からご挨拶をいただいたのち、議事日程により、会議の進行をお願いします。

（上原教育長）

みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中を令和3年高島市教育委員会第2回臨時会にお集まりいただき、ありがとうございます。桜の花も満開の時期を迎えました。人間界でどのような事態が起こっても、自然界は規則正しく移ろっていくものだと改めて実感しているところです。令和2年度も今日をもって終わりとなります。今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大で、人間の生活様式が一変しました。ソーシャルディスタンスという身体的な距離は保ちつつも、心やつながりは密な関係を保っておきたいと感じています。

本市は、市内小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、中学校区に地域学校協働本部を設置していて、コロナ禍ではありますが、本当に地域の皆さまには心を密にして支援していただいています。小学生の登下校や中学校昇降口でのあいさつ運動、授業支援など、地域の皆さんの温かいまなざしの中で子どもたちは健やかに成長しています。地域とともにあるのが学校の本来の姿であり、地域の皆さまに支えていただき、学校と地域が協働して、未来の高島市を担う子どもたちを育てているのが、本市の強みであります。教育は不易と流行、変えてはならないもの、変えていかなければならないものを見極めて、次年度も、高島の志の教育を進めていきたいと強く感じています。

本日は、議事案件が7件、報告事項が6件となっておりますが、何とぞ、慎重審議を賜りますようお願い申し上げまして、令和3年高島市教育委員会第2回臨時会の開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

次に、会議録署名委員を指名します。三矢委員、田邊委員、よろしくお願いいたします。

それではこれより、議事に入ります。日程第1 議第28号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案、を議題とします。加藤教育総務課長。

（加藤教育総務課長）

1ページをご覧ください。議第28号 高島市教育委員会事務局組織規則の一

部を改正する規則案について、提案理由をご説明申し上げます。高島市教育委員会事務局組織規則第2条の表および第3条第6項中の「国民スポーツ大会開催準備室」を「国スポ・障スポ大会推進課」に改めることにつき、議決を求めるものでございます。国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催を令和7年に控え、これから業務が本格化することに対応するため、「国民スポーツ大会推進室」を「国スポ・障スポ大会推進課」に改めるものでございます。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第28号は原案のとおり可決しました。

次に、日程第2 議第29号 高島市教育委員会事務局職員等の人事について、を議題とします。

本議案は人事に関する案件となりますので、関係する職員は退席してください。

(関係職員 退席)

(川島教育指導部長：内容説明)

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第29号は原案のとおり可決しました。退席した職員は、着席してください。

次に、日程第3 議第30号 高島市立公民館職員の任命について、を議題とします。

本議案は人事に関する案件となりますので、関係する職員は退席してください。

(関係職員 退席)

(饗庭教育総務部次長)

資料9ページをご覧ください。議第30号につきましてご説明申し上げます。本件は、高島市立公民館職員の任命について、社会教育法第28条の規定により、議決を求めるものでございます。10ページをご覧ください。令和3年度の公民館職員につきまして、記載の31名を任命するものでございます。内訳でございますが、公民館参加が6名、うち、新任が3名、社会教育指導員が15名、いずれの方も再任でございます。また、管理人が10名で、うち、1名が新任でございます。任期は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間でございます。説明は以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第30号は原案のとおり可決しました。退席した職員は、着席してください。

次に、日程第4 議第31号 高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について、を議題とします。長瀬学校給食課長。

(長瀬学校給食課長)

お手元の資料11ページをご覧ください。議第31号 高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。高島市学校給食共同調理場設置条例第4条第2項の規定に、委員の数は20人以内となっていることから、13人を委嘱することについて、議決を求めるものでございます。学校給食運営委員会は、学校給食に関する重要な事項ならびに共同調理場の運営について審議していただく委員会です。12ページをご覧ください。委員は、輪番表を参考に、各学校のバランスを考え、それぞれの号から選任しています。任期は、令和3年4月1日から1年間です。説明は以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。な

いようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第31号は原案のとおり可決しました。

次に、日程第5 議第32号 高島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案、を議題とします。村田学校教育課長。

(担当課長が説明)

資料13ページをご覧ください。議第32号 高島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案の一部を改正する規則案の提案理由をご説明申し上げます。高島市立学校の管理運営に関する規則を次のように改正いたします。第25条を次のように改めます。共同学校事務室について、教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4第1項の規定に基づき、今津東小学校に高島市立小中学校共同学校事務室を置く、とさせていただきます。共同学校事務室は、市内全小中学校を一つの枠と捉え、市内全体の業務を担うものでございます。そのことにより、事務の効率化を図ることができるとともに、学校間や事務職員の経験年数による格差をなくし、事務の標準化が図れるものと考えております。この規則につきましては、令和3年4月1日から施行させていただきます。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。いようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第32号は原案のとおり可決しました。

次に、日程第6 議第33号 たかしま市民大学準備委員会設置要綱案、を議題とします。饗庭教育総務部次長。

(饗庭教育総務部次長)

15ページをご覧ください。議第33号につきまして、ご説明申し上げます。本件は、たかしま市民大学準備委員会設置要綱の制定について、議決を求めるも

のでございます。先般、皆さまにご検討いただきました、第2期高島市教育大綱の下、昨年度いただきました社会教育委員会議の建議や公民館運営審議会の提言も踏まえまして、新しく市民大学という学びの提供により、高度で専門的な学び、そして総合的な生涯学習やボランティア活動への理解を通して地域コミュニティを始め、様々な活動の担い手やリーダーを育成するとともに、人の繋がりを作り、併せて地域ニーズを把握して修了後の活躍の場を検討いただくために、令和4年度から市民大学の開校を目指すことといたしました。その準備のため、学識経験者、社会教育委員、公民館運営審議会委員、さらには公募により準備会を設置し、担い手育成に苦慮している活動を所管している部局とも連携して、市民大学のカリキュラムや体験の場の検討をするものでございます。学識経験者兼アドバイザーとしまして、包括連携協定を活用し、滋賀県立大学から講師を派遣いただく予定をしております。

要綱の内容についてご説明申し上げます。15ページの第2条でございます。委員は7人以内をもって組織します。委員につきましては、学識経験者、社会教育委員、公民館運営審議会委員、その他教育長が必要と認める者として検討しているところでございます。職務といたしましては、第3条、市民大学の設立等に関して必要な意見を述べていただき、また、助言もしていただく予定をしております。16ページをご覧ください。先程も申し上げましたように、様々な活動の場で苦慮している関係部局との連携ということで、公民館を始め、市長部局との連携をするために、オブザーバーを配置することを検討しております。第8条でございますが、会議は原則公開としまして、準備会の庶務は社会教育課としております。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第33号は原案のとおり可決しました。

次に、日程第7 議第34号 令和3年度教育の重点の策定について、を議題とします。加藤教育総務課長。

(加藤教育総務課長)

資料17ページをお開きください。議第34号 令和3年度教育の重点の策定

について、提案理由をご説明いたします。令和3年度教育の重点につきましては、お配りしております第2期高島市教育大綱に基づき、高島の志の教育の実現に向け、令和3年度において重点的に取り組む施策を定める、令和3年度教育の重点を別冊のとおり策定することについて、議決を求めるものでございます。お手元にお配りしております、別冊「高島の志の教育 令和3年度教育の重点」をご覧ください。1ページをお開きください。高島市において策定いたしました、第2期高島市教育大綱の5つの基本目標の達成のための施策の方針を受け、高島市教育委員会にて令和3年度に重点的に取り組むべき事項とし、「高島の志の教育 令和3年度教育の重点」を策定し、事業を推進するものでございます。2ページをご覧ください。目標1 生きる力を育む学校教育の推進について、小中一貫教育を中核に据えた系統的・継続的な指導として、小中一貫教育の充実を挙げております。下段には、学校におけるICTを活用した学び方改革とし、以下のように事業を上げております。続きまして、3ページをご覧ください。系統的・継続的なキャリア教育の推進とし、中ほどのいじめ等の未然防止につきまして、早期発見・早期対応について記載しております。下段の学校給食を通じた食育の推進につきましては、地産地消の推進等を記載しております。

続きまして、4ページをご覧ください。目標2 新しい地域づくりに向けた社会教育の推進でございます。学校を核とした地域づくりの推進といたしまして、地域学校協働活動の推進を記載しております。次に、市民大学の開校準備といたしまして、先ほどもご説明がありましたとおり、市民大学の準備について記載しております。次に、家庭教育の推進といたしまして、家庭の教育力向上について記載しております。5ページをご覧ください。読書活動の推進といたしまして、家読（うちどく）の推進等を挙げさせていただいております。

目標3 地域ぐるみで育む青少年教育の推進の中では、地域交流や自然体験活動の推進として、子どもの体験活動支援と地域人材の育成を記載しております。次に、青少年団体の支援といたしまして、青少年育成市民会議等による子どもの健全育成を挙げております。

6ページをご覧ください。目標4 地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用でございます。文化財の適切な保存および活用といたしまして、文化財の調査・保存等について記載しております。

最後に7ページをご覧ください。目標5 スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進の中では、生涯スポーツの推進といたしまして、豊かなスポーツライフの充実について記載しております。

なお、各々の項目の詳細な説明につきましては、時間の関係上割愛させていただきます。以上、令和3年度教育の重点とさせていただきます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第34号は原案のとおり可決しました。

次に、報告事項に入ります。報告第7号 電気設備点検に伴う高島市今津総合運動公園の臨時休園について、から、報告第10号 電気設備点検に伴う高島市今津山村広場の臨時休場について、までの4件は、市民スポーツ課が所管する指定管理施設の休園等に関する報告であるため、一括して説明をお願いします。竹井市民スポーツ課長。

(竹井市民スポーツ課長)

18ページの報告第7号から21ページの報告第10号までの報告事項につきまして、一括してご説明申し上げます。本件は、今津総合運動公園、今津屋根付き運動広場、今津 B&G 海洋センター、今津山村広場の指定管理者である公益財団法人ひばりから、当該4施設の設置および管理に関する条例の指定管理者による開館時間等の変更の規定に基づき、当該施設を臨時に休園、休館または休場する旨の申請書が提出され、これを承認しましたのでその内容について報告するものでございます。臨時の休園日や休園理由、根拠条例や利用者への周知方法は、4施設とも同じでございますので、18ページの内容にてまとめて説明いたします。18ページをご覧ください。臨時に休園を行う日でございますが、令和3年4月12日月曜日でございます。次に休園理由についてですが、停電を伴う電気設備の年次点検を行う必要があり、開園することができないということでございます。根拠条例について、でございます。今津総合運動公園の設置および管理に関する条例第12条、他の施設においては第11条となっているところもありますが、指定管理者による開館時間等の変更について、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開園時間を変更し、または休園日を変更し、もしくは臨時に休園日を定めることができる、という規定を根拠理由とするものでございます。利用者への周知の方法は、防災無線、施設のホームページ、施設内ポスター、チラシ等の掲示により周知を図られるということでございます。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。小多委員。

(小多委員)

報告事項でいいんですけれども、全般に渡って周知徹底できているんでしょうか。月曜日は休みなんでしょうか。

(上原教育長)

竹井市民スポーツ課長。

(竹井市民スポーツ課長)

4月12日は休みではないので通常開いておりますが、その日に関しましては全館通電しません。周知については、4月に入ってから防災無線等で行います。施設ごとの受付のところにも貼り紙等ですでに周知はされているところでございます。

(上原教育長)

他にご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、続きまして、報告第11号 令和3年度高島市小中学校教職員人事異動内示について、説明をお願いします。村田学校教育課長。

(村田学校教育課長)

令和3年度高島市小中学校教職員人事異動内示について、ご報告いたします。23ページ、24ページをご覧ください。今年度末の人事異動によりまして、この名簿にあります教職員が市内の新しい勤務校で勤務することになります。高島市外へは15人が転出、代わって、市外から11人が転入してまいりました。新規採用教職員については、小学校が10人、中学校5人、養護教諭1人の配置となりました。ここに名前のあります、61人が加わった新しいメンバーで、組織力を高め、高島の志の教育をさらに前進させていきたいと考えております。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、続きまして、報告第12号 高島市学校給食費補助金交付要綱の制定について、説明をお願いします。長瀬学校給食課長。

(長瀬学校給食課長)

お手元の資料25ページをご覧ください。報告第12号 高島市学校給食費補助金交付要綱の制定について、このことにつきましては、3月26日の高島市議会3月定例会において、学校給食費負担金徴収条例の一部を改正する条例案が可決され、無償化が承認されましたので、無償化の対象とならない児童生徒の保護者を対象に補助金を交付するため、高島市学校給食費補助金交付要綱を制定しましたのでご報告します。補助金の額についてご説明させていただきます。26ページ、第4条をご覧ください。補助金の額は、徴収規則に基づき、ひと月あたり小学生は4,000円、中学生は4,500円と定めています。8月は給食がないため、この額に11か月分を乗じて得た額としますが、学校によってひと月あたりの給食費の額が異なることから上限を設けています。小学生は44,000円、中学生は49,500円と定めています。25ページに戻っていただき、2今後の予定についてご説明します。4月1日に市のホームページ、5月1日に広報たかしまで周知を行います。4月下旬に、対象者へ通知を行い、6月30日までに申請をしていただき、おおよその補助金額を把握する予定です。その後は3月10日までに保護者から1年間の実績の報告と請求書を提出していただき、補助金を交付させていただくというスケジュールでございます。説明は以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願ひします。ございませんか。ないようですので、続きまして、「5. 今後の日程」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局、上原教育総務課参事が内容説明)

(上原教育長)

以上で本日予定しておりました臨時会の内容は、すべて終了しました。これをもちまして本日の臨時会を終了します。

臨時会終了 午前11時42分